

5 吹学未第423号
令和5年8月28日
(2023年)

山田第三小学校児童の保護者の皆様へ

吹田市教育委員会 学校教育部長
吹田市教育委員会 地域教育部長

「吹田市立学校条例の一部改正」及び「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正」に対する市民意見（パブリックコメント）の募集について

平素は、本市行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、「吹田市民の意見の提出に関する条例」に基づき、下記のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1 案件名及び改正内容

(1) 「吹田市立学校条例の一部改正」

山田第五小学校の設置に係る規定を削除します。

(2) 「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正」

山五留守家庭児童育成室の設置に係る規定を削除します。

※意見募集の詳細は、下記実施期間に吹田市ホームページ市政＞市民の声・広聴＞パブリックコメント（市民意見募集）＞現在、意見を募集している案件から御確認をお願いいたします。

2 実施期間

令和5年（2023年）9月15日（金）から令和5年（2023年）10月17日（火）まで

3 施行予定

令和7年（2025年）4月1日から施行します。

【お問合せ】

「吹田市立学校条例の一部改正」

吹田市教育委員会 学校教育部 教育未来創生室

電話番号 06-6155-8084

Email kyokikak@city.suita.osaka.jp

「吹田市留守家庭児童育成室条例の一部改正」

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

電話番号 06-6384-1599

Email houkagokodomo@city.suita.osaka.jp